

八尾市住民票の写し等本人通知制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前の申し出により登録された者（以下「事前登録者」という。）に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等 次に掲げるものをいう。

ア 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し及び消除された戸籍の附票の写し（磁気ディスクをもって調製される以前の改製除票を除く。）

イ 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面

(2) 第三者 次に掲げるものをいう。

ア 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

イ 住基法第12条の3又は第20条（同条第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

ウ 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

エ 戸籍法第10条の2（同条第2項を除く。以下同じ。）（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者（消除された住民票又は消除された戸籍の附票に記載されている者を含む。ただし、消除されてから5年以上経過した住民票又は戸籍の附票に記載されている者を除く。）

(2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者としなない。

(事前登録の手續)

第4条 本人通知制度を利用しようとする者（以下「登録希望者」という。）について、その者の申出により、あらかじめ、本市本人通知登録申請書（様式第1号）又はその他市長が適当と認める方法により、市長に登録（以下「事前登録」という。）を申し込まなければならない。

2 前項において事前登録の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、本人による申請であることを証するため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、身分証明書であって、本人の顔写真が貼付されたラミネート加工等改ざん防止措置がされているもの、その他本人であることを証する書類

3 前項の規定にかかわらず、登録希望者がやむを得ない理由により同項の書類のいずれかを提示できない場合にあつては、登録希望者が本人であることの説明を求め、又は同項各号で掲げる書類に準ずるものとして市長が適当と認める方法により、本人であることの確認を行うものとする。

4 事前登録の申請を代理人により行おうとするときは、第2項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。ただし、同項第1号に掲げる者については、本市に備付けの公簿等の記載により当該事実を確認できる場合は、この限り

でない。

- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- (2) 法定代理人以外の者 委任状

5 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、事前登録の申請を行うことができるものとする。

- (1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申請をすることが困難な場合
- (2) 他の市区町村に居住している場合

6 第2項、第3項及び前項の規定は、代理人による事前登録の申請について準用する。

7 事前登録の申請の手続きは、市民課、各出張所及び桂・安中人権コミュニケーションセンターで行うものとする。

（事前登録等）

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、本人通知制度事前登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、当該申請者が事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事前登録の変更又は廃止の届出）

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、本人通知制度登録事項変更兼廃止届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第7項までの規定は、前項の届出について準用する。

（事前登録の抹消）

第7条 市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録を抹消するものとする。

- (1) 第6条第1項による廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政

令第 292 号) 第 12 条第 1 項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(4) その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき

(本人通知)

第 8 条 市長は、第三者からの請求により事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に対し、次に掲げる事項を記載した本人通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び枚数

(3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

(他の市区町村への調査)

第 9 条 市長は、必要な場合において、登録者の住民票の写し、戸籍等について、他の市区町村へ調査を行うことができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 15 日から施行する。